

宿泊約款

第1条（適用範囲）

- 当ホテルが宿泊客との間で締結する宿泊契約およびこれに関連する契約は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、法令または一般に確立された慣習によるものとしませう。
- 当ホテルが法令および慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとしませう。

第2条（宿泊契約の申込み）

- 当ホテルに宿泊契約の申し込みをしようとする者は、次の事項を当ホテルにて申し出ていただきます。
 - 宿泊者名。
 - 宿泊日および到着予定時刻。
 - 宿泊料金または、当ホテル利用可能なクレジットカードの提示。
 - その他当ホテルが必要と認める事項。
- 宿泊客が、宿泊中に前項第2号の宿泊日を超えて宿泊の継続を申し入れた場合、当ホテルは、その申し出がなされた時点で新たな宿泊契約の申し込みがあったものとして処理します。

第3条（宿泊契約の成立等）

- 宿泊契約は、当ホテルが前条の申し込みを承諾したときに成立するものとしませう。ただし、当ホテルが承諾をしなかったことを証明した場合は、この限りではありません。
- 前項の規定により宿泊契約が成立したときは、宿泊期間の基本宿泊を限度として当ホテルが定める申込金を、宿泊前に当ホテルが指定する日までに、お支払いいただきます。
- 申込金は、まず、宿泊客が最終的に支払うべき宿泊料金に充当し、第6条および第18条の規定を適用する事態が生じたときは、違約金に次いで賠償金の順序で充当し、残金があれば、第12条の規定による料金の支払いの際に返還します。
- 第2項の申込金を同項の規定により当ホテルが指定した日までにお支払いいただけない場合は、宿泊契約はその効力を失うものとしませう。ただし、申込金の支払期日を指定するにあたり、当ホテルがその旨を宿泊客に告知した場合に限りませう。

第4条（申込金の支払いを要しないこととする特約）

- 前条第2項の規定にかかわらず、当ホテルは、契約の成立後同項の申込金の支払いを要しないこととする特約に応じることがあります。
- 宿泊契約の申し込みを承諾するにあたり、当ホテルが前条2項の申込金の支払いを求めなかった場合および当該込み金の支払期日を指定しなかった場合は、前項の特約に応じたものとして取り扱いませう。

第5条（宿泊契約締結の拒否）

- 当ホテルは次に掲げる場合において、宿泊契約の締結に応じないことがあります。
 - 宿泊の申し込みが、この約款によらないとき。
 - 満室により、客室の余裕がないとき。
 - 宿泊しようとする者が、宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊しようとする者が、次のイからハに該当すると認められたとき。
 - 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - 法人でその役員のうちに暴力団員に該当するものがあるもの
 - 宿泊しようとする者が、伝染病者であると明らかに認められるとき。

- 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
- 天災、施設の故障、その他やむをえない事由により宿泊させることができないとき。
- 北海道旅館業法行条例第5条の規定する場合に該当するとき。
 - 泥酔者等、喧噪し他の宿泊者に危惧の念を抱かせ、もしくは安眠を妨害するおそれがあると認められたとき。
 - 健康状態、もしくは携帯品等によって、他の宿泊者に衛生上危惧の念を抱かせるおそれがあるとき。

第6条（宿泊客の契約解除権）

- 宿泊客は、当ホテルに申し出て、宿泊契約を解除することができます。
- 当ホテルは、宿泊客がその責めに記すべき事由により宿泊契約の全部または一部を解除した場合（第3条第2項の規定により当ホテルが申込金の支払期日を指定してその支払いを求めた場合であって、その支払いにより前に宿泊客が宿泊契約を解除したときを除きます。）別表第2に掲げるところにより、違約金を申し受けませう。ただし、当ホテルが第4条1項の特約に応じた場合にあっては、その特約に応じるにあたって、宿泊客が宿泊契約を解除したときの違約金支払義務について、当ホテルが宿泊客に告知したときに限りませう。
- 当ホテルは、宿泊客が連絡をしないで宿泊日当日の午後6時（予め到着予定時刻が明示されている場合は、その時刻を2時間経過した時刻）になっても到着しないときは、その宿泊契約は宿泊客に解除されたものとなし処理することがあります。

第7条（当ホテルの契約解除権）

- 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
 - 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序もしくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
 - 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - 宿泊に関し合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - 宿泊しようとする者が泥酔等により他の宿泊客に迷惑をおよぼすおそれのあるとき。他の宿泊客に著しく迷惑をおよぼす言動があるとき。
 - 寝室での寝タバコ、消防用施設等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項（火災予防上必要なものに限る。）に従わないとき。
 - 宿泊客が当ホテルの支払規定に応じられないとき。

- 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がいまだ提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきませう。

第8条（宿泊の登録）

- 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
 - 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所および職業
 - 外国人にあっては、国籍、旅券番号、入国地および入国年月日
 - 出発日および出発予定時刻
- 宿泊客が第12条の料金お支払いを、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わりうる方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。

第9条（客室の使用時間）

- 状況によりお受けすることができない場合もございます。フロントにてご確認ください。

第10条（利用規則の遵守）

- 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

第11条（営業時間）

- 当ホテルの主な施設等の営業時間、その他の詳細につきましては備え付けパンフレット、各所の掲示でご案内いたします。
 - フロント・キャッシャー等サービス時間：

イ. 門限	なし
ロ. フロントサービス	24時間
ハ. 外貨両替サービス	24時間
 - 飲食等サービス時間：施設およびサービス一覧のページをご覧ください。
 - スパ、売店、レンタルカウンター施設営業時間：施設およびサービス一覧のページをご覧ください。
- 前項の時間は、必要やむをえない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法を持ってお知らせいたします。

第12条（料金の支払い）

- 宿泊料金の支払いは、通貨または当ホテルが認めた宿泊券、クレジットカード等、これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際または当ホテルが請求したとき、フロントキャッシャーにおいて行っていただきます。
- 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になった後、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けませう。

第13条（当ホテルの責任）

- 当ホテルは、宿泊契約およびこれに関連する契約の履行にあたり、またはそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
- 万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。

第14条（契約した客室の提供ができないときの取り扱い）

- 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設を斡旋するものとしませう。
- 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設の斡旋ができないときは、違約金相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料をお支払いいたしません。

第15条（寄託物の取扱い）

- 宿泊客がフロントにお預けになった物品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金および貴重品については、当ホテルがその種類および価額の明告を求めた場合であって、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは、15万円を限度としてその損害を賠償します。
- 宿泊客が当ホテル内にお持ち込みになった物品であって、フロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意または過失により、滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類および価額の明告のなかったものについては、15万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

第16条（宿泊客の手荷物または携帯品の保管）

- 宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任を持って保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
- 宿泊客がチェックアウトした後、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れられていた場合において、その所有者が判明したときは、当ホテルは、当該所有者に連絡をするとともにその指示を求めるものとしませう。ただし、所有者の指示がない場合または所有者が判明しないときは、発見日を含め1ヶ月間保管し、その後最寄りの警察署に届けませう。
- 前2項の場合における宿泊客の手荷物および携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の規定に前項の場合であっては、同条第2項の規定に準じるものとしませう。

第17条（駐車の責任）

- 宿泊客が当ホテル正面玄関前の駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何に関わらず、当ホテルは場所をお貸しするものであって、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理にあたり、当ホテルの故意または過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任せませう。

第18条（宿泊客の責任）

- 宿泊客の故意または過失により当ホテルが損害を被ったときは当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。第10条（利用規則の遵守）

別表第1違約金（第6条第2項関係）						
契約申込人数		通知を受けた日				
		不泊	当日	前日	9日前	20日前
個人	14名まで	100%	80%	20%	—	—
団体	15名以上	100%	100%	80%	30%	10%

（注）

- %は基本宿泊料に対する違約金の比率です。
- 契約日数が短縮した場合は、その短縮日数に関わりなく、1日分（初日）の違約金を收受します。
- 団体客（15名以上）の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前（その日より後に申し込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日）における宿泊人数の10%（端数が出た場合には切り上げる。）にあたる人数については、違約金はいただきませう。
- その他、ウェブ予約など、当ホテルが必要と認め、別途契約を結んだ場合を除きませう。